

10月から病児保育事業を開始します

市では入院の必要のない病児や、病気の回復期の病後児で、集団生活が困難な子どもを保護者に代わって専任の保育士や看護師が昼間の保育を支援します。

■時間 午前8時30分～午後5時30分(延長あり)
※詳細な利用時間については実施施設に確認してください。
※連続して利用できるのは7日間です。

■実施施設

○たち(のむら小児科) ☎78・0788
※10月までは直接のむら小児科(☎77・8228)までお問い合わせください。

○ぱんだ(仮)(医療生協 こうせい駅前診療所)
☎71・3222

■対象

市内在住の次のすべてに該当する児童
・6か月～小学校3年生までの児童
・症状の急変はないが、病気などの回復にいたっていないまたは回復期で集団保育が困難な児童
・保護者の勤務などの都合により、家庭で保育を行うことが困難な児童



■利用料金 日額2,000円

※午後5時30分以降は30分500円の加算となります。
※家庭の課税状況によって減免制度があります。

■申込方法 詳細な予約方法については実施施設に確認してください。

※事前登録をしておくこと当日の利用がスムーズになります。☎か実施施設へ事前登録申請書を提出してください。

☎子育て支援課(東庁舎) ☎71・2328 ☎72・3788

市民の皆さんからの意見 (パブリックコメント)を募集します

～湖南市庁舎建設及び

周辺整備基本計画(素案)～

市では、防災拠点を担う災害に強い庁舎の整備と分散した施設の集約化・複合化をめざし「湖南市庁舎建設及び周辺整備基本計画」の策定に取り組んでいます。

■計画(素案)の公表日 9月15日(金)

■募集期間

9月15日(金)～10月13日(金)(当日消印有効)

■閲覧場所 総務課情報公開室(東庁舎)、市民課分室(西庁舎)、各まちづくりセンター、市民学習センター、各会館、みくも地域人権福祉市民交流センター、各図書館
※市ホームページでも閲覧できます。

■応募資格

○市内に在住か在勤・在学の人
○市内に事務所や事業所を有する人 など

■応募方法

閲覧場所に置いている意見書に記入し、その場で提出するか、郵便・FAX・Eメールで☎へ。意見書は、市ホームページからもダウンロードできます。

☎総務課(東庁舎)(〒520-3288 住所記載不要)

☎71・2313 ☎72・3390

✉kanzai@city.shiga-konan.lg.jp

滋賀県では毎年9月を「同和問題啓発強調月間」と定めており、市でも同和問題に対する正しい理解と認識を深めるための啓発活動に取り組んでいます。

私たちは、平等に尊重され、心豊かに生活する権利をもっており、いかなる場合にもそれを妨げられることは許されません。

◆根深く残る差別
同和問題は、特定の地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、様々な差別を受けるといふ重大な社会問題です。現在では匿名性を悪用したインターネット上の書き込みなど、差別が巧妙で陰湿になってきています。

昨年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は、部落差別があるということを明らかにし、部落差別のない社会の実

人権シリーズ
差別のないまちをめざして
9月は同和問題啓発強調月間です

現をめぐしたものです。一人ひとりが同和問題を正しく理解し、知識を深めていくことが大切です。

◆自然になくなっていく?
同和問題については「寝た子を起すな」という考え方がありませんが、正しい認識を持っていないと、事実に基づかない他人のうわさや個人の偏見によるインターネット上の書き込みなどをうのみにし、誤った知識を持ってしまっておそれがあります。部落差別をはじめとするあらゆる差別は、私たちの生活の中で身近に存在し、知らぬ間に自分が加害者や被害者になっている可能性があります。誰もが平等で明るく幸せに暮らしていける社会をつくっていくために、もう一度同和問題についてみんなで一緒に考え直してみよう。

《公月是人権擁護課が担当しました》